

令和元年度
第2回福島県森林審議会議事録

日時：令和2年1月22日（水）
場所：杉妻会館 3階 百合

福島県農林水産部
森林計画課

令和元年度第2回福島県森林審議会議事録

1 日 時 令和2年1月22日（水）13時15分～15時35分

2 場 所 杉妻会館 3階 百合

3 出席者

（委員）藤野正也会長、秋元公夫会長代行、緑川平壽部会長、
香月英伸委員、今野万里子委員、齋藤久美子委員、
齋藤澄子委員、酒井美代子委員、白岩和子委員、
山本美穂委員

（以上10名）

（福島県）農林水産部長、農林水産部次長（森林林業担当）、農林総務課長、
農林企画課長、森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、
森林保全課長、県北農林事務所森林林業部長、
県中農林事務所森林林業部長、県南農林事務所森林林業部長、
会津農林事務所森林林業部長、南会津農林事務所森林林業部長、
いわき農林事務所森林林業部長、林業研究センター副所長

（以上15名）

4 議 事

- （1）新しい福島県農林水産業振興計画 策定スケジュール
- （2）福島県農林水産業振興計画の総点検について
- （3）本県農林水産業をめぐる情勢
- （4）新しい福島県農林水産業振興計画の策定について

5 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

司会
(森林計画課
総括主幹)

本日は、1月の大変お忙しい中、福島県森林審議会に御出席をいただき、ありがとうございます。
私、本日の進行役を務めさせていただきます、森林計画課総括主幹の三浦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
それでは、ただ今より、福島県森林審議会を開催いたします。

藤野会長

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、当森林審議会に御出席をいただき誠にありがとうございます。
本日の審議会におきましては、令和元年12月3日に知事より諮問を受けております「新しい福島県農林水産業振興計画の策定について」審議を行い、令和2年12月までに5回の審議を経て、森林審議会の答申案を取りまとめます。
今回は第2回目の審議で、福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」のうち、「森林・林業」分野の総点検の結果、課題の整理、そして新たな福島県農林水産業振興計画の考え方などを進めてまいりますので、御意見等をよろしくお願ひいたします。
簡単ではございますが、挨拶とします。

司会
(森林計画課
総括主幹)

ありがとうございました。
続きまして、松崎農林水産部長から挨拶を申し上げます。

農林水産
部長

今年度、第2回となる福島県森林審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。
委員の皆様におかれましては、年始めの大変お忙しい中、本日の審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。また日頃、本県森林・林業行政の推進に向け、御支援・御協力をいただいておりますことに重ねて感謝申し上げます。
まず先立ちまして、昨年10月の台風第19号や大雨により、かつてない大規模な被害を受けた中、これまでの台風被害対応に当たってこられた関係機関・団体の皆様の御尽力に深く敬意を表し、感謝申し上げます。
県といたしましては、市町村、森林組合、関係機関等としっかり連携をしながら、被災した林道や治山施設、林業関係施設等の一刻も早い復旧に向けた取組みを進めてまいります。
さて、昨年12月3日の第1回審議会におきましては、「新しい福島県農林水産業振興計画」の策定について諮問いたしました。
これまで現在の計画の下、様々な施策を展開してきました結果、全国植樹祭やその関連行事等により森林づくり意識醸成活動の参加者数が、平成30年度に目標を大きく上回る23万人に達したほか、木材(素材)生産量は、平成27年に震災前の生産量を超え、その後も増加傾向にあるなど、着実に

進捗してきております。

一方で、新規林業就業者数や森林整備面積は、震災及び原発事故の影響により震災前の水準に回復していないなど一層の強化が求められる取組みもございます。

これらのことから、新しい計画におきましては、これまで取組んできました施策を適切に点検・評価した上で、本県林業を取り巻く情勢等を踏まえ、必要となる施策について十分な検討を行い、森林・林業・木材産業に携わる方々が、将来に向けて希望を持って事業に取り組むことができるような、基本方向を示してまいりたいと考えております。

そのため、本日の審議会では、現在の計画の総点検について説明をさせていただくほか、新しい計画の策定について基本的な考え方や計画の構成について御検討いただくこととしております。

忌たんのない御意見等をくださるようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

司会
(森林計画課
総括主幹)

それでは、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

お手元の冊子の5枚目、資料一覧の見出しの次のページでございます「配布資料一覧表」を御覧ください。

本日の審議会の資料は、「次第」、「出席者名簿」、「座席表」、「委員名簿」、「資料1から資料6」、「参考1から参考3」のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

なお、県側の出席者でございますが、次第の次のページでございます「出席者名簿」を御覧願います。

それでは、4ページ目の委員の出席状況について、御報告させていただきます。

「福島県森林審議会委員名簿」を御覧ください。

本日、欠席されております委員は、遠藤忠一委員、大平宏之委員、小椋敏一委員、鈴木キヨ子委員、豊田新一委員の5名から欠席の御報告をいただいております。

委員総数15名のところ10名の出席となっており、福島県森林審議会規程第4条に定める委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は有効に成立しております。

それでは、次第5の議事に移らせていただきます。

福島県森林審議会規程第5条により会長が議長となりますことから、藤野会長に議事進行をお願いいたします。

それでは、藤野会長よろしくお願いいたします。

議長
(藤野会長)

委員の皆様、御協力をお願いします。
はじめに、審議会規程第7条第2項により議事録署名人を2名指名いたします。
齋藤久美子委員と白岩和子委員 によろしく願いいたします

では、議事に入りたいと思います。
本日の資料につきましては、委員の皆様には事務局より事前にお送りし、御質問をお寄せいただいています。
いただいた御質問への回答については、本日、資料6として配付されていますので、後程、御覧下さい。
事務局においては、これらを踏まえた上で、本日の資料の説明をお願いします。
それでは、(1)新しい福島県農林水産業振興計画 策定スケジュールについて、事務局より説明願います。

農林企画
課長

事務局を担当させていただいております、農林企画課鈴木と申します。
よろしく願いいたします。
お手元の資料1と2について御説明をさせていただきます。
資料1については、現行の福島県農林水産業振興計画の構成、概要になってございますので、御覧いただければと思います。
主な点については後程、議事の際に、御説明をさせていただきます。
次に資料2により今後の日程について、簡単に御説明させていただきます。
本日一番左側、令和2年1月が今回の審議会となっております。
今回は策定内容の一番上段、現行計画の総点検を御審議いただいた後に、その下から4つの項目、新しい計画策定の考え方、新しい計画の全体構成、基本目標・目指す姿、施策の展開方向の大きな枠組みについて、本日は御審議いただきたいと思います。
本日の審議結果も踏まえまして、次回5月末から6月頃を予定したいと考えてございますが、その際に本日の御議論を踏まえまして、再度この4項目について、事務局の方で必要な修正をさせていただいて、御審議いただくとともに、施策の具体的な取組内容、施策の達成を図る指標、地方振興計画についても御審議いただきたいと考えてございます。
その次の審議を8月末から9月頃を考えたいと思っておりますが、6月の審議会の議論を踏まえまして、中間整理を事務局の方から御提示させていただき御審議をお願いしたいと思っております。
その御議論も踏まえまして、最終的には12月頃に答申案の御審議をいただければと考えております。併せまして一番下の段の意見聴取でございますが、中間整理案の審議の前に農林漁業者などとの意見交換、併せまして中間整理案に対するパブリックコメントを10月から11月頃実施し、新しい計画へ反映させていきたいと考えてございます。

ここに記載はございませんが、そのあと年明けに審議会の方から答申いただきまして、来年度末、令和3年3月頃に、新しい計画を策定したいと考えておりますのでどうぞよろしくお願ひします。

以上でございます。

議長
(藤野会長) ただ今、資料1及び資料2について御説明をいただきましたけれども、このように進めるということではいかがでしょうか。

各委員 はい。

議長
(藤野会長) それではこのようなスケジュールで進めさせていただきたいと思ひます。次の議題に移らせていただきます。福島県農林水産業振興計画の総点検について事務局より説明いただきます。

森林計画
課長 森林計画課丹治でございます。よろしくお願ひいたします。
私の方からは資料3-1及び資料3-2について、福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」の総点検結果を説明をさせていただきます。

資料3-1の1ページをお開き願ひします。

計画の概要でございますが、平成25年から令和2年の8カ年計画になっていて、先程、資料1で御覧いただきましたが、第1章「総説」、第2章「農林水産業・農山漁村をめぐる情勢」、第3章「ふくしまの農林水産業・農山漁村の目指す姿」に続き、1ページの中段に四角で囲ってございますが、これを具現化するための第4章「施策の展開方向」、それから第5章「重点戦略」、第6章「地方の振興方向」で構成されてございます。

点検の内容につきましては、この3項目につきまして、各施策の進捗状況等を分析評価して課題等を整理したものでございます。

2ページをお開き願ひします。

指標の評価方法につきましては、平成25年度から令和2年までの8カ年の計画に対しまして、多くは平成30年までの6年間の実績になってございます。

6年間で到達すべき目標として進捗率80%以上を〔A〕、60%以上が〔B〕、40%以上が〔C〕、40%未満を〔D〕としています。

1ページにお戻りいただきまして、まず中段的な施策の展開方向ですが、林業・木材産業に関しては、第4節「林業・木材産業の振興」を中心取りまとめられており、このほか第1節、第2節、第6節、第7節に林業・木材産業関係が触れられておりますので、まず中心となる第4節から説明をさせていただきます。

12ページをお開きください。

第4節「林業・木材産業の振興」についてであります。

施策の総点検結果の構成としては、「現行計画の現状と施策効果の分析」において、各指標の達成状況についての評価、13ページには講じた主な施策、主な課題、これらを踏まえた今後の方向性を取りまとめています。

指標の達成状況ですが、上段にグラフで表示していますが、第4節「林業・木材産業の振興」では、「1森林資源の充実確保」から「5試験研究と技術の普及・定着」の5つの項目から構成されており、「1森林資源の充実確保」の後に(2)の記載がありますが、これは、森林資源の充実確保に関する指標として2項目設定しているということを示します。

同様に、「2林業生産基盤の整備」においては、4つの指標が設定されており、4つ中3つ(指標数を示すを示す)が75%〔A〕、1つが25%が〔D〕(40%未満)であったということを示します。

1番上には合計13の記載がありますが、これは第4節合計で13の指標があり、この内〔A〕が23%、〔C〕が8%、〔D〕が69%であったということになります。

グラフの下の「I 主な指標の動き」については、各項目ごとに複数の指標が設定されている項目については、主たる指標について評価をしております。

まず、「1森林資源の充実確保」では、指標として森林整備面積を評価しております。令和2年度の目標14,000haに対して、平成30年度の現況としては6,037haとなりました。

原発事故以降、放射性物質の影響により森林所有者の経営意欲が減退していることなどから、公的主体による森林整備を進めておりますが、森林整備面積は震災前の水準に回復していないという状況にあり達成度としては、〔D〕という結果となります。

「2林業生産基盤の整備」では、指標として木材(素材)生産量を評価しておりますが、達成度としては、〔D〕という結果となります。木材生産量は、震災の影響により1割程度落ち込んだものの、平成24年度以降は復興住宅需要などの下支えもあり回復傾向で推移しています。

以下、「3県産林産物の振興」、「4林業担い手の確保・育成」、「5試験研究と技術の普及・定着」についても代表的な指標について評価しておりますので、参照いただきたいと思います。

13ページに行きまして講じた主な施策としては、「1森林資源の充実・確保」では、市町村等の公的主体による森林整備の支援としてふくしま森林再生事業により6,766haの森林整備を支援しました。

「2林業生産基盤の整備」では、高性能林業機械の導入や木材加工流通施設等の整備を支援しました。

「3県産林産物の振興」では、安全なきのこ原木等の生産資材を確保するための取組みを支援しました。

「4林業担い手の確保・育成」では、資格取得に対する費用助成や事業者におけるOJT研修費用の支援、若年労働者等の定着を図るための費用助成

等を行いました。

「5 試験研究と技術の普及・定着」では、県オリジナル品種であるホンシメジの開発、実用的な研究成果や放射線関連支援技術情報等を迅速かつ分かりやすく公表しました。

これらの施策に取り組んだ結果主な課題として、

「森林資源の充実・確保」では、放射性物質の影響による所有者の意欲減退や担い手不足による森林整備の停滞、

「林業生産基盤の整備」では、高性能林業機械の導入による生産性の向上や担い手の確保・育成、

「県産林産物の振興」では、B、D材の割合増加による木材平均価格の低下や、風評や生産資材価格高騰などによる特用林産物生産再開の遅れ、

「林業担い手の確保・育成」では、新規林業就業者の確保・育成や就業者の定着率の向上、

「試験研究」では、震災後縮小した基礎調査や地域特有の課題解決などの取組強化、課題へのアプローチや研究手法の見直し、生産現場等への普及などがあげられます。

なお、担い手の確保・育成の2つ目の○が赤書きとなっておりますが、これは事前にお送りした資料から修正を加えた部分になります。

その下段でも赤書きの記載がありますが、同様です。

これらを踏まえた今後の方向性としては、

「森林資源の充実・確保」では、造林・保育や素材生産の低コスト化に向けた先進的な取組の支援や大径材の利用技術の開発や生産体制の整備、

「林業生産基盤の整備」では、非住宅分野や海外への販路拡大など新たな需要拡大、生産基盤の整備支援、

「県産林産物の振興」では、安全で安価な生産資材の調達や放射性物質対策を踏まえた生産技術の確立、主伐後の再生林や施業コスト低減による持続可能な森林経営の支援、

「林業担い手の確保・育成」では、専門的な技能や技術を備えた人材を育成するための研修の強化、就業前の長期研修による新規就業者の育成、新たな森林管理システムに対応できる市町村職員や森林の経営管理能力を有する林業従事者の育成、

「試験研究」では、放射性物質対策や被災地域の林業再生に向けた技術開発、実証研究、生産現場などのニーズに沿った的確な研究課題の設定と進行管理などに取組んでいく必要があると整理させていただいております。

4 ページにお戻り下さい。

第1 節、東日本大震災及び原子力災害からの復興についてです。

なお、森林林業関係については赤で囲っておりますので、参照いただければと思います。

主な指標の動きの「3. 被災した農林水産業者等への支援」において、第4 節同様、「木材（素材）生産量」について評価しております。

講じた主な施策としては、公的主体による森林整備や高性能林業機械等の導入支援に加え、5ページ上段、「4 放射性物質による影響の除去」の1つ目の○、放射性物質の影響低減技術開発などの研究成果を市町村や関係団体等へ情報提供などに取組みました。

主な課題としては、

1の2つ目の○、森林整備による放射性物質の動態や影響が十分に解明されていないこと、

2の2つ目の○、治山施設の復旧については、隣接する他所管事業の作業用地と重複している区域があるなどとの調整が必要なこと、

4の放射性物質による影響の除去においては、1つ目の○、日常的に人が立ち入る森林の除染などがあげられます。

これらを踏まえた今後の方向性としては、

1の2つ目の○、森林への放射性物質の影響を検証しながら森林整備を推進することや、

2の2つ目の○、復旧した治山施設や保安林の適正な管理、

3の2つ目の○、県産材の新たな需要拡大や生産基盤の整備促進などに取組む必要があると整理させていただいております。

6ページをお開き下さい。

第2節、安全・安心な農林水産物の提供では、乾燥材の出荷割合の指標について、令和2年度の目標値68%に対して平成30年度の現況として59%、達成度は〔B〕となっています。

乾燥材出荷割合については震災以降、微増で推移してきましたが、平成26年以降は増加傾向にあり、今後も乾燥材出荷割合は増加するものと見込んでいます。

7ページ講じた主な施策では、木材人工乾燥施設11施設の導入を支援したほか、ふくしま県産材利用推進方針を策定するとともに市町村の方針策定を支援し、乾燥材の活用推進に取組みました。

主な課題としては、需要に応じた乾燥材を供給するため人工乾燥施設の導入支援に引き続き取組むことが必要です。

これらを踏まえた今後の方向性としては、乾燥材の供給増による品質の確保や避難地域の解除等に伴う林業・木材産業の再生に向け、県産材の検査体制整備や情報発信の継続支援に取組むことが必要と整理させていただいております。

16ページをお開き下さい。

第6節「魅力ある農山漁村の形成」においては、最下段の指標木質燃料使用量について、令和2年度の目標880千tに対し、平成30年度の現況値645千tで達成度は〔C〕という結果となりました。

17ページの講じた主な施策では、
2の2つ目の○、森林とのふれあい施設の除染を早期に完了させたほか、
5の木質バイオマス利用施設の整備支援に取組みました。
主な課題としましては、
2の2つ目の○、森林とのふれあい施設の老朽化や猪などの獣害の危惧、
5の木質バイオマス利用施設の整備に当たっては、放射性物質への対策につ
いて地域住民のコンセンサスが不可欠となることなどがあげられます。
これらを踏まえた今後の方向性としては、
2の2つ目の○、森林とのふれあい施設内の森林整備を適切に実施するこ
とや獣害対策を推進すること、
5の木質燃料の安定供給体制の整備や樹皮の利用拡大に向けた安全性の検
証等に関する取組みなどが必要であると整理させていただいております。

18ページをお開き下さい。
第7節「自然・環境との共生」においては、最下段「4県民参加の森林づ
くり」において森林づくり意識醸成活動の参加者を指標とし、
目標155,000人に対し、現況230,562人となり、達成度は〔A〕
となりました。

19ページの講じた主な施策では、
2の「地球温暖化への対策」として公的主体による森林整備や荒廃が懸念
される森林の整備に加え、木質バイオマス利用を推進するため木材の搬出・
運搬に要する経費の支援
4の「県民参加の森林づくり」では、全国植樹祭の開催や続くふくしま植
樹祭の開催、企業や団体等が行う森林づくり活動の促進に取組みました。
主な課題としては、4の「県民参加の森林づくり」では、幼稚園などを含
めた幅広い年齢層を対象とした支援や全国植樹祭で高まった森林づくりへの
気運をいかに継続していくかなどがあげられます。

これらを踏まえた今後の方向性としては、
2の「地球温暖化への対策」として、放射性物質の影響を検証しながらの
森林整備推進やバークの利用拡大、
4の「県民参加の森林づくり」では、もりの案内人などの人材育成、ふく
しま植樹祭の継続により森林づくり意識の醸成を図ることなどが必要と整理
させていただいております。
以上、現行計画の第4章「施策の展開方向」の林業・木材産業に係る部
分の総点検結果について説明申し上げます。

なお、21ページからは、これまで説明させていただいたものを含め、全
ての指標について達成度の評価を一覧でまとめてあります。
林業・木材産業に関する部分については、赤枠で囲っておりますので参照
して下さい。

次に、資料3-2について説明いたします。

1ページをお開き下さい。

青の枠で囲った重点戦略についてです。9つの重点戦略に取り組んでおり「林業・木材産業関係」では、主として重点戦略7「ふくしまの森林元気プロジェクト」となりますので、この点検結果について説明します。

16ページをお開き下さい。

プロジェクトは「森林の再生を推進するとともに、森林資源の有効活用を促進し、森林の適正な管理と持続的な林業経営の実現を図る。」ことを目的として、「1放射性物質に対応した森林の再生」、「2新たな施業体系による森林整備の展開」、「3県産材の安定供給と需要拡大」、「4県産材フル活用に向けた施設の導入」、「5林業就業者の確保・育成」に取り組んでおります。

主な取組みについて説明します。

資料3-1で説明した施策の展開方向と一部重複が生じますが御了承願います。

「1放射性物質に対応した森林の再生」に関しては、モニタリング調査の実施等に取り組んでおります。森林内1,300箇所的空間線量調査や拡散防止対策の実証等を実施し、調査結果の情報発信に取り組んでいます。また里山再生モデル事業では、14のモデル地区で、森林整備と除染などを組み合わせて里山を取り戻す取組を進めています。

さらに公的主体による森林整備については、ふくしま森林再生事業を44市町村で取組み、これまで6,766haの整備を行いました。

「2新たな施業体系による森林整備の展開」に関しては、これまで80台の高性能林業機械の導入を支援したほか、幹線林道や林業専用道、森林作業道の整備に取り組んでまいりました。また、コンテナ苗の生産支援などにも取り組んでおります。

「3県産材の安定供給と需要拡大」に関しては、15市町村32施設の県産材を活用した木造公共施設等の整備を支援するとともに、CLTなどの新技術の実証・展示、さらに東京オリンピック・パラリンピック関連施設への県産材の供給や県産材の首都圏への販路拡大の取組みを支援しました。

「4県産材フル活用に向けた施設の導入」に関しては、木材加工流通施設等66施設の整備を支援したほか、木質バイオマス利用施設の整備を支援しました。また、一般家庭等におけるペレットストーブなどの導入支援にも取り組みました。

17ページを御覧頂きまして、「5林業就業者数の確保・育成」とありますが、「林業就業者の確保・育成」に修正をお願いいたします。

林業事業体の経営基盤強化のため、社会保障の充実に関する支援や従事者の定着促進のための費用助成に取り組みました。また、新規林業就業者の確保に向け、資格取得への支援や高校生等を対象とした現地見学会の開催などを行いました。

プロジェクトの成果と残された課題については、

「1 放射性物質に対応した森林の再生」に関しては、2つ目の○の下段、放射性物質の影響を検証しながら森林整備を推進するとともに、きのこ原木林を含む広葉樹林については、汚染状況や放射性物質濃度の推移を継続して把握するほか、萌芽更新等による森林整備や広葉樹資源の利活用を進める必要があります。

「2 新たな施業体系による森林整備の展開」に関しては、2つ目の○、高性能林業機械や路網を有効に活用し、森林施業の効率化・低コスト化を進めるためには、施業の集約化や新たな森林管理システムによる森林経営を推進するとともに、コンテナ苗、一貫作業、ICT等の先端技術を活用した取組みを支援する必要があります。

「3 県産材の安定供給と需要拡大」に関しては、2つ目の○、今後木材の住宅への需要は減少すると見込まれることから、首都圏向けの非住宅分野や海外への販路拡大など新たな需要拡大を図る必要があります。また、県産材の安全確保のための検査体制の整備や樹皮処理の仕組みの構築が必要となります。

「4 県産材フル活用に向けた施設の導入」に関しては、2つ目の○の後段、新たな利用技術の開発や木材加工施設の整備を引き続き支援するとともに、木質バイオマス利用促進に取り組む必要があります。

「5 林業就業者の確保・育成」に関しては、2つ目の○、就業前の実践的な研修などによる新規就業者の定着や、新たな森林管理システムに対応できる市町村職員や森林の経営管理能力を有する林業従事者の育成に取り組む必要があります。

その他の重点戦略においても林業・木材産業に関連する記載がありますが、時間の関係上説明は省略させていただきます。

次に23ページをお開き下さい。

23ページ以降は、県内7方部ごとの点検結果であります。説明は省略させていただきますので、後程、参照願います。

次に41ページをお開き下さい。

41ページ以降は、先程、説明させていただきました第4章「施策の展開方向」に関する点検結果を詳細に取りまとめたものとなっております。

後程、参照願います。説明は以上となります。

議長
(藤野会長)

ありがとうございました。

資料3-1、3-2について御説明いただきました。

現在の計画の総点検については、まず県の方で施策の進捗状況等を分析・評価し課題等を整理していただきました。

そして点検した項目については、現在の計画の第4章「施策の展開方向」第5章「重点戦略」、第6章「地方の振興方向」で、特に第4章「施策の展

開方向」について、今後の方向性までを検討したという報告でした。

これまでの内容について、御意見・御質問等がありましたらお願いします。

また、委員の皆様から事前にいただいた御質問は資料6に取りまとめられております。

ここに事務局からの対応状況とか書かれておりますが、再度確認したい点などございましたら、併せて御質問をお願いします。

概ね25分程度のお時間がございますのでみなさんから随時、御意見をいただきたいと思います。

では酒井委員、お願いします。

酒井委員

質問の方ですが2つありまして、資料3-1の方が17ページになります。

「魅力ある農山漁村の形成」ということですが、17ページの方の上の方に、都市と農山漁村との交流促進で森林(もり)とのふれあい施設の除染を早期に完了と書いてあるのですが、一般の方にも山の状況とか、知ってもらふ施設としては重要な施設なんだろうなどは思いますが、その除染の方をどのように早期に完了ということで計画しているのかということと、その森林(もり)とのふれあい施設の老朽化とも書いてあるので、そのところを県ではどのように考えているのか一つお聞きしたいと思います。

それともう一つの質問は、資料の3-2、17ページになります。

右側に「新たな森林管理システム」ということで、赤字の括弧書きがありますが、「新たな森林管理システム」というのは、特別な何か知識が必要だったりするのか、どのような展開をしていくものなのかを教えてくださいと思います。

議長

はい、ありがとうございます。

(藤野会長)

最初の質問の方、資料3-1の17ページの「Ⅱ 講じた主な施策」の「2の都市と農山漁村との交流促進」の部分でありますので、講じた施策について事務局の方から御説明をお願いします。

森林保全課長、よろしくをお願いします。

森林保全
課長

酒井委員の御質問の件については、資料6の3ページに、今野委員からも事前に質問を受けており整理してございます。

県の方で管理しております公の施設であります。大玉村にあります「県民の森」、郡山市に「総合緑化センター」、猪苗代町にあります「昭和の森」の3つについて管理してございます。

まず大玉村にございます「県民の森」につきましては、平成23年度から平成26年度までに除染を実施してございます。

「総合緑化センター」についても、平成23年度から平成26年度までに除染を実施してございます。

その中で震災後、利用者は減って少ない状況でございますが「県民の森」については平成30年度に約56,000人のということで利用者が大幅に

増加しております。

また「緑化センター」についても、震災前の水準に利用者が戻ってきているというような状況であります。

施設の老朽化については、指定管理者という制度で管理をしており、できてから相当な年数が経っており、施設の修繕の計画を立てまして、毎年予算を確保しながら直さなければいけない所は、順次、直している状況でございます。

酒井委員

分かりました。除染は既に終わっていて、修繕箇所も出来つつあるということが分かりました。

もう一つですが、オリンピックで県産材の利用がされている状況があり、県産材をPRできる場でもあるので、修繕等には県産材を使っていただいでより新しくなった施設をPRし、活用できるようにすれば良いと思います。

議長

(藤野会長)

ありがとうございました。

森林保全課長よろしく申し上げます。

森林保全
課長

県産材の利用による修繕ということですが、今年大玉のフォレストパークのビジターセンターの修繕を行っております。窓等の修繕ですが、県産材を使えるところは、県産材の木材を使いながら直すことを検討しています。

またコテージも木材ですので、県産材を使って修繕しております。

議長

(藤野会長)

ありがとうございました。

森林計画課長よろしく申し上げます。

森林計画
課長

先程「新たな森林管理システム」に関する御質問をいただきましたので、その部分についてお話ししたいと思います。

「新たな森林管理システム」につきましては、昨年4月に成立しました森林経営管理法に基づく制度でございます。一義的には森林所有者にその管理責任というのは当然あるのですが、森林所有者では管理し切れない森林について、市町村が森林所有者から森林を一時お預かりして、その中で、採算ベースに乗せることができるであろう森林については、意欲と能力のある林業経営者の方に再委託して管理をしていただきます。

経営ベースに乗らない森林については、市町村が自ら管理して、その管理に要する経費については今年度から配分されていますが、国の森林環境譲与税を財源として充てていくということになってございます。

なお、国の森林環境税自体の課税は令和6年からですが、前倒しで今年度から譲与されているという状況です。

そういった「新たな森林管理システム」が動き出しているため、市町村のお預かりした山をどのように管理していくかという部分で、市町村の職員の方にもいろいろ知識技術なりを持っていただく必要がございますし、再委託

された意欲と能力のある林業経営者の従業員の方にはそういったものをきちんと管理していただくための技術なりそういったものが必要です。

議長
(藤野会長)

今の説明で分かりましたか。

酒井委員

はい、分かりました。
実際、今されている事業者の方はいらっしゃるんですか。

森林計画
課長

市町村がお預かりしまして再委託するという形になるのですが、今市町村で森林所有者の意向確認ですとか、集積・集約化するための準備をしているという状況です。

ただ一方で、その意欲と能力のある林業経営者というものが、どういった方がいるかということ把握しておかなければなりませんので、それについては登録といいますか、リスト化が始まっているという状況でございます。

酒井委員

分かりました。ありがとうございました。

議長
(藤野会長)

はい、ありがとうございました。
ほかの委員の方から御意見いただきたいとおもいます。
斉藤澄子委員、お願いします。

齋藤(澄)
委員

資料3-1の17ページ、資料3-2の17ページでお伺いしたいのですが、今バイオマスの支援利用が結構あって施設の方では大きい旧施設や個人の住宅等々でやられるということなのですが、私は農業をやっており農業に関する園芸作物等に関しても使っていけるような活用ができないのかなど。

会津の方では雪が多いので冬の仕事として園芸作物をハウス等でやるのが一番理想だと思えますが、そういったものに県産材を活用していけるような形での県としての事業や助成がありましたら教えていただきたいと思えます。

議長
(藤野会長)

林業振興課長、お願いします。

林業振興
課長

林業振興課前田でございます。
園芸作物でのバイオマスの利用ということで、県の中でも農業サイドと情報共有を行い進めております。

具体的な例としましては、会津方部で冬場の作物を作るということで、具体的には菌床しいたけハウスの冬場の暖房としてバイオマスを使い、冬場でもきのこの生産をしているという事例があります。今後も進めていきたいと考えております。

また、燃料となる燃料チップについても、遠い所から持ってくるのではなく、地元の林業関係者や森林所有者と連携しながら供給していくというシステムを作りながらエネルギーも循環していくという方向をこれからも進めていきたいと思えます。

齋藤（澄）
委員

すみません。その施設というのは、市や県とかの助成とかそういったものはあるのでしょうか。

林業振興
課長

今、お話ししたのは南会津地区の例ですが、農業関係の県単事業を使って、新たな取組みを指定しまして、その中で支援をしています。

齋藤（澄）
委員

それは私も昨年南会津の方を見てまいりまして、喜多方の方でもやっているのがあるのですが、材木・資材もやっていらして、南会津の方では近くの農林業者や親戚もあつたりして、そこから買い取っていると聞いているのですが、施設としての助成は確かに県の事業か何かでやっていると思うのですが、そういった事業はこれからもいろいろ考えて大きくしていただければ有り難いと思ひ、その辺りは要望ということでもよろしくお願ひします。

議長
（藤野会長）

要望ということで、事務局の方でも心にとめていただければと思ひます。ほかの方からも御意見いただきたいと思ひます。秋元委員、お願ひします。

秋元委員

資料3-1の12ページ「林業・木材産業の振興」についてですが、13ページに主な課題の中で「1 森林資源の充実・確保」で、一番の問題は担い手不足による森林整備の停滞が大きな原因だと思ひます。

これについてでございますが、私の経験からすると、双葉の組合長もやっておりますので申し上げますが、うちの職員21名中17名退職いたしました。どうしたらいいか迷ひます。

その後、現場で働く人を5名採用してありますが、一番最初に考えたのが安定した収入を得るといふことが職員から求められてきます。それで現場で働く人は、雨、風、雪が降ると職員は休みになる。そうすると給料が貰えない。

こうした条件をどうしたらいいかといふことを一番に考え、全職員同様に給料にしても土日休み、盆・正月休みそういう形で全部月給制にしました。ですから有給休暇もありますし、ボーナスも職員同様、そういうことで雇用いたしました。現在震災後6名を採用しました。高校生も一昨年入りましたし、今年も1人採用する計画でいます。30代の職員も2人入りました。

こういう中で一番大事なのは、職員の確保の中で事務系は大體いるんですが、現場で働く人が土日休みとか、盆・正月休みとか、いかに確保するかといふのが大事だと思ひます。

私も現場での職員な者ですから、職員を採用する対策、これを継続していくといふことは組合経営でものすごく負担になります。

社会保険、厚生年金、退職金の積立とか出てきます。ですからそれなりの収入が無いと中々、森林組合というのはそんなに大きいものではありませんので、大変厳しいです。そこら辺をやはり国として対策の中で、今後いかに若い人を雇用することを少し考えていただきたいなと思います。

議長
(藤野会長)

ありがとうございます。事務局の方から。
林業振興課長、お願いします。

林業振興
課長

若い人の雇用という部分でのお話で回答させていただきたいと思います。これまでも林業事業体、森林組合の方のお話を聞くと入る人はいても、中々、定着しないということがございまして、3年目定着率で5割という状況がございまして。必ずしも他産業よりも多い訳ではないのですが、やはり入って来られた方を1年目、2年目にしっかりと定着させることが大事だろうと考えています。

そのために福島県に足りなかったところとして、林業の勉強をする場所がこれまでになかったということ踏まえまして、これから林業に就業希望される若い方の教育をする場を整備することを検討しています。

そういう勉強をしていただいた上、森林組合や林業事業体に就業をしていただくということで、定着のアップを図ってまいります。

なお、安定した雇用を図るには安定した仕事をどう確保するのかという問題はあるかと思いますが、まずはしっかり教育をした上で現場に送り出すという取組みを検討しているということを御紹介します。

議長
(藤野会長)

いかがですか。

秋元委員

確かに研修とかは大事だと思いますが、緑の雇用、分かっていると思うのですが国の補助事業で研修とか十分にやるんですよね。でも、現在その業者に本当に最後までいるかというと辞めてしまうんですね。それはやはり賃金なんですね。安定した賃金をいただかないとやはり結婚して子供ができ、生活があります。どうしても一日生活費がなくなってしまいます。そういう中でやはり安定した賃金を払う、またただけのような体制を執らないと、今後も後継者不足は解消せずとっくに3年は終わっちゃうですね。まだまだ機械不足、機械に頼るのは難しいものはあるものですから、そこら辺は今後の対応の中で、十分県の中で考えてお願いをしたいなと思っています。

議長
(藤野会長)

ありがとうございます。
ここの部分についてはまた今後、新しい計画を考えていく中で、特に出る部分です。

特に少子高齢化という話もありますし、一次産業全般、全国的に人手不足しているというところもあります。

県の方としても、そこの部分が一番重要であると考えていると思いますので、今後もこの話は出てくると思います。

ほかの方からも御意見いただきたいと思います。

緑川委員、お願いします。

緑川委員

資料3-1の19ページ、第7節の「自然・環境との共生」の今後の方向性でございます。

私、指導林家連絡協議会というところから出席させてもらっています。

その立場から意見を述べることにはなるかと思いますが、今後の方向性の中で、一番下の「県民参加の森林づくり」ということがありますね。ここにもりの案内人やグリーンフォレスターの育成カリキュラムを検討し多様な森林づくり活動に対応できる人材を育成と書いてありますが、福島県の中には指導林家という組織があります。当初30名の人たちが県内全般から県から指定されて、現在は18名ぐらいに減ってきており、高齢化になってきているのですが、この人たちが自前で会費を集めて研修等をしている訳です。

この組織はここで利用しないのか、出来ないのかなという感じがするのですが、もりの案内人とかグリーンフォレスターというのは、川下の人たちで県はPRする人たちなのかなと思いました。

いわゆる川上の中でいろいろなことで指導・助言するのは、指導林家なので、ここに指導林家を入れることはできないのでしょうか。

森関係のことで川下だけでやっても、現場は川上になるわけですよ。

ですから川上の理解がないとなかなかやっていけないし、指導林家もそういうものに首を突っ込むことができれば、やる気も出てくるのかなと感じがします。

指導林家も発足当時は県の方からいろいろな行事関係の案内もあったのですが、このごろ無くなってきて、もりの案内人とかグリーンフォレスターの方が力が入ってきている様な気がしますので、もしできればここに入れていただければ、指導林家も責任重大だと活動にも拍車がかかるのではないかと思います。よろしくお願いします。

議長
(藤野会長)

ありがとうございます。

事務局の方から何かコメントありますでしょうか。

森林保全
課長

県民参加の森林づくりについては、もりの案内人、グリーンフォレスターという組織を中心に考えてきました。

もりの案内人やグリーンフォレスターは、地域の森林づくりの指導者になる機関になることで、ボランティア的な位置づけでやっています。

今後は県民参加の森林づくりを進める上で、指導林家の方々にも御協力をいただけるのであれば、加味した形でやっていけると思っております。

議長
(藤野会長)

もりの案内人、グリーンフォレスターは自然が大好き、そういう系統になろうかと思いますが、指導林家の方々は森を使って生きてきている、生活と密着しているという部分があります。

多様な森づくりといった場合、自然が大好きだけでは無く、自然を生かした生活ということを見ると、指導林家では普段この当たりからこんな物を御飯に混ぜて食べているんだ、そのような体験を都会の方々に新鮮なものでしょうし、正にそうしたものが県民参加の森林づくりでも非常に大きなウェイトを、自分ごととして生活の中に森林が繋がっていけないのではないかと思いますので、御検討をお願いします。

もう一方だけ御意見等がある方はいますか。

それでは齋藤久美子委員、お願いします。

齋藤 (久)
委員

まず資料3-1の13ページの最初の行、市町村等の公的主体による森林整備等を支援と書かれていますが、県として具体的にどのような支援をしているのかと言うことと、それから個人で所有している森林とか、地域で森林組合等に任せている森林があると思うのですが、震災以降に木材の値段が下がってきてしまい、高齢化等により森林の整備も出来なくなってしまい、個人等の方がその土地を手放してしまい民間企業等へ売ってしまうとか、ほかの方に売ってしまうとかが起こっていると思いますが、それと同時にいろいろな施設が造られていると思いますが、県としてどれくらい把握しているのかと言うことをお伺いしたいのが1点です。

それと2点目が、資料3-1の17ページにツキノワグマやイノシシ等獣害の出没の危惧と書いてありますが、震災の後に除染ですとか、太陽光発電を造ることにより森林が伐採をされ、動物たちが行き場を無くし、どんどん下に降りてきてしまい、人が住んでいる所も具体的に言いますとイノシシやサルも出てきてしまっているのかと思うのです。そのイノシシを処分する際に森林に埋めているという話を伺っているのですが、その鳥獣対策と具体的な手段をどう考えているかということと、森林を伐採してもう一度、植林をしないと動物たちの居場所が無くなってしまうので、その植林に対する計画があるのかお伺いできればと思います。

議長
(藤野会長)

ありがとうございます。まず1つ目の方につきまして、森林整備課長の方から説明をお願いします。

森林整備
課長

第4節にありました「林業・木材産業の振興」の「Ⅱの講じた主な施策」の1に記載された「市町村等の公的主体による森林整備等を支援」ですが、平成25年度から平成30年度までのふくしま森林再生事業を記載しております。

震災以降の森林整備の促進対策としましては放射能対策と併せて、間伐等を実施し、震災前の森林に復旧をしていこう言うことで、ふくしま森林再生事業を実施しています。

この事業につきましては、個人の方々は森林整備の意欲が減退しており、市町村が事業主体となりまして、一定区域の面積をまとめて、森林組合とか事業体に発注・委託し間伐等を進めていくのと併せて、土砂の流出対策等を行います。

そのような中で、下草の繁茂等により土砂流出等を防いでいるという事業を展開しております。

議長
(藤野会長)

1点目については以上でよろしいでしょうか。
2点目の方はどなたかお願いします。

森林保全
課長

野生鳥獣害の関係でございます。

まずは森林に対する野生獣害の被害につきましては、福島県の場合、イノシシとかニホンジカの直接の被害は確認されていない状況です。

ただ昔から熊の剥皮被害は若干、確認されております。

また、熊の被害に対しましては、樹木にテープやバンドを巻くなどの対策をやってございます。

イノシシ、ニホンジカ等の被害は無いんですが生息数が増えており、里山の方に降りていて、目撃されている事例が多くなってございます。

我々の方で直接的にその鳥獣を駆除することはしないのですが、なぜ里山の方に人家の方、生活圏人が住んでいるところに出てくるかと言いますと、森林等生活圏の境目が無くなってきているという状況が一因であるということで、我々は里山林整備ということで見通しがいい里山に整備し、人間が住んでいるんだということを野生の動物たちに知らせるための緩衝帯を造るというような事業を実施し、その棲み分けを図っているという状況で対応している状況でございます。

議長
(藤野会長)

今の説明でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

まだまだ御意見があるのではないかとと思いますが、時間の関係で一旦ここで区切らせていただきます。本日言い足りなかった追加の御意見がありましたら後程、事務局まで御提出いただければと思います。

総点検結果への意見の取りまとめにつきましては、議長の私と事務局に、御一任いただければと思いますが、委員の皆様にお尋ねする場合もございまずので御協力をお願いいたします。

また、事務局においては総点検結果を踏まえ、新しい計画の策定に活かしていただきたいと思っております。

それでは、総点検につきましてはここまでとさせていただきます。次の議題に移させていただきます。「(3) 本県農林水産業をめぐる情勢」について、事務局より説明をお願いします。

「本県農林水産業をめぐる情勢」の林業木材産業関係に関する部分について説明させていただきます。

資料4を御覧いただきたいと思います。

各ページの右下にページが打ってございます。

まずは4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページ左側に林業に関する主な数値等ということでございまして、林業関係が全国的にどのような位置にいるのかということを取りまとめているものでございます。

例えば一番上の森林面積では、福島県は974,000haで、全国では4位だということで、そういう見方をさせていただければと思います。

29ページをお開き下さい。

林業生産構造等の動向ということで、森林面積等のグラフでございまして、

左側のグラフは県土に占める森林の割合を示してございまして、森林面積は国有林・民有林合わせて974,000ha、県土の70.7%を占めているということでございます。

真ん中のグラフは保有形態別の森林面積でありまして、民有林が566,000haで約58%を占めているのと、右側のグラフですが民有林のうち約37%が人工林、61%が天然林というような状況になっています。

30ページをお開き下さい。

民有林の齢級別人工林面積のグラフです。齢級につきましては、1年から5年生を1齢級、6年から10年生を2齢級という具合に、5年ごとに区分しています。主伐期を迎えた10齢級以上（50年生以上）の森林が半数を超えている状況でございまして、

31ページを御覧下さい。

森林整備面積の推移でございまして、震災前の平成22年度は約12,000haでありましたが、震災・原発事故の影響により大きく落ち込み、現在も震災前の水準に回復していない状況です。

一方、オレンジで示していますが、先程から出てきています公的主体による森林整備であります、ふくしま森林再生事業の実績は増加傾向で推移してございます。

32ページをお開き願います。

森林整備の状況であります。左のグラフが間伐面積の推移でありまして、平成23年度に約7,000haでありましたが、震災・原発事故の影響から大きく落ち込んだ後、森林環境税を活用した間伐や先程から申し上げてます、ふくしま森林再生事業などの取組みにより、平成29年度には4,624haとなっております。

右側のグラフは人工造林面積の推移でありまして、昭和40年代後半から年々減少を続けている状況ではありますが、低水準ではありますが、近年はやや増加傾向を示しているということになるかと思えます。

33ページを御覧下さい。

林業経営体の状況です。グラフの表題が右左2つとも森林経営体と標記してありますが、林業経営体の間違いですので修正をお願いします。申し訳ありません。

左側が経営体数、右側がその構成比を示したグラフになってございまして保有面積3～5haの規模の経営体が最も多く、全体のおよそ32%を占めている状況でございます。

34ページをお開き下さい。

林業就業者に関するグラフであります。就業者は平成17年を底に増加傾向にあるということでございますが、年齢層は55歳以上が概ね半数を占めている状況です。ただ右側のグラフを見ていただきますと34歳までの若い就業者と申しますか、下から2つの青とオレンジですが、若い世代の割合が増加傾向にあることが見て取れると思えます。

35ページを御覧下さい。

素材生産量の推移でございます。県内の素材生産量は、平成22年度から23年度にかけ震災の影響により1割程度落ち込みましたが、24年度以降は増加傾向で推移してございます。

36ページをお開き願います。

林業産出額であります。青色が木材生産、オレンジが栽培きのこであります。震災による生産量の減や価格低迷の影響によりまして震災前に比べ平成24年は約2割程度落ち込みましたが、それ以後は回復傾向になりまして、平成29年は林業産出額101億円で、前年比で8%増加という結果になってございます。

37ページを御覧下さい。

森林づくり意識醸成活動の参加者数の推移であります。平成23年度は、震災・原発事故の影響から参加者は激減しましたが、企業・団体など多様な森林づくり活動の活発化により、平成27年度には震災前の水準に回復し、その後も全国植樹祭の開催やそれに続く、ふくしま植樹祭の継続開催などにより参加者が増加している状況です。

52ページをお開き下さい。

上段がなめこの生産量、下段が生しいたけの生産量ということでございます。いずれも東日本大震災により大きく落ち込み、その後なめこについては、

増加又は横ばいで推移しています。生シイタケについて生産量は、回復傾向ですが震災前の水準には戻っていないというのが現状でございます。

以上、「本県農林水産業をめぐる情勢」のうち、林業・木材産業に関する部分について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長
(藤野会長)

ありがとうございます。資料4について御説明いただきました。

福島県の農林水産業における現状については、新しい計画を策定する上で非常に重要な情報です。全国的な傾向と同様なもの、一方で東日本大震災や原子力災害の影響などにより、福島県の独特な傾向を示しているものなど様々でありました。

ではこれまでの内容について御意見、御質問等あればお願いいたします。
では、山本委員お願いします。

山本委員

資料の見方も含めて教えていただきたいと思います。

まずは32ページの民有人工林の87%に相当する約180,000haが5～12齢級の間伐が必要な森林であるとのことで、確認なんですけど、間伐は何齢級までが対象となっているのか、主伐期はいつ頃からなのか。32ページを見ると10齢級からが主伐期と書いてあるので。

資料の作り方について、平成17年までは5年おきとなっていて、それ以降は一年刻みになっていて、震災以降のことをおそらく意識しておられているのだと思いますが、これはちょっとトリッキーといいますか、資料の作り方としては気を付けた方がいいと思います。

議長
(藤野会長)

資料の作り方のところなんですけど、こういう指摘があったということで、一応気にしていただければと思います。

5齢級～12齢級の間伐が必要であるという記述と、10齢級からが主伐期と書かれている記述と2つありますので、その当たりの整合性はどうか御説明ください。では森林計画課、お願いします。

森林計画
課長

30ページには50年生を越えた主伐期を迎えた人工林と10齢級からが主伐期で、32ページには5～12齢級の間伐が必要だという記述の整合性でございますが、樹種によりまして、標準伐期齢とかそういった概念があり一般的には、例えばスギであれば50年からは当たり前に使っていけるという林齢になってきますので、ここで10齢級という表記をさせていただいております。

一方で32ページの間伐の5～12齢級ということにつきましては、森林の状況等によりまして生育状況も違うものですから、間伐の補助対象齢級としては、5齢級から12齢級までを対象にしているということがございまして、そのような表現になっております。少し幅があるということで御理解いただきたいと思います。

議長
(藤野会長)

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。
白岩委員、お願いします。

白岩委員

震災前に御説明ありました36ページ、資料3-1の13ページ、しいたけ原木の話なるんですが、震災前の阿武隈山系のしいたけ原木というのは、もの凄くブランド品だったんですね。

千葉とか茨城とか静岡の方面に出荷しますと、同じく仕入れている岩手の方から来るしいたけ原木よりも非常に木肌が柔らかくて、しいたけの菌のめぐりが早くて出荷も早くできると凄く喜ばれていた事実があります。

それで出荷する側も農家の皆さんが夏に葉タバコとか田んぼとか野菜作りをやって、冬は山に入ってそんな大きな機械も必要なくて、しいたけ原木を90cmの長さに切ると、150円~200円になるという頭で、皆さんの冬の収入源になっていたのが事実なんです。

これもお願いではあるのですが、今、現在しいたけ原木の方も出荷停止になっていると思うのですが関係者の皆様方に頑張っていただきまして、一日でも早く出荷できるようにお願いしたいなと思います。

よろしくお願いします。

議長
(藤野会長)

ありがとうございます。事務局の方から何かコメント等ありますでしょうか。
林業振興課長の方からお願いします。

林業振興
課長

白岩委員のお話のとおり阿武隈山系の原木は大変良質だということで、かつては遠くは九州の方まで行っていたというような実態がございます。

県外出荷量としましては全国一位の量を誇っていたという状況でございますが、放射性物質の関係で、国の基準値でkg当たり50Bqを超えるものは使えないという基準があり、中通り・浜通りはほぼ利用できません。

それでもきのこ生産者の皆さんが県内の原木を使いたいという御要望がありますので、現在、県内で使える原木を生産できる山はないのか、調査をしております。

現状として、中通りは難しいのですが、南会津と会津の一部であれば基準値内で生産出来る山はある程度、確保されることが分かってまいりました。

このような状況に加え、様々な実証調査も実施しておりますので、阿武隈山系の原木も利用できるよう、これらの取組みを積み重ねながら、少しずつ前に進めてまいりたいと考えてございます。

議長
(藤野会長)

よろしいですか。

白岩委員

御足労が大変だと思いますが、宜しくお願い致します。

議長
(藤野会長) もう一方くらい。
では、秋元委員、お願いします。

秋元委員 31ページなのですが、森林整備の推移についてです。
ふくしま森林再生事業があるから森林整備面積はある程度、確保しているかなと思います。
それと35ページですか、これは木材の生産量が若干上がっているように見えるのですが、ふくしま森林再生事業で間伐材がこれが一番しっかりしているから多分上がっているんだと思うんですね。
前の森林審議会でもお願いしていることなのですが、この森林再生事業はもしかしたら来年で終わってしまうんじゃないかという不安もあったもので、すから我々も国に要望しますので、県の方でもなるべく、ふくしま森林再生事業が継続できるように、要望の方をお願いします。

議長
(藤野会長) 事務局の方から何かコメントとかありますでしょうか。
では、次長、お願いします。

農林水産部
次長(森林
林業担当) 御意見ありがとうございます。
実は昨日、松崎部長を先頭にしまして、農林水産省それから復興庁、国の機関に、そういった旨につきましてお願いと、今後の具体的な事業展開についての意見交換を丁度させていただいたところでございます。
御指摘のとおり、まだ本県の森林放射性物質の影響が残る中で、基本的に森林資源を保全していく、そのための最低限の森林整備を何とかやっていくそのために発注者として市町村の方々に御尽力をいただき、また、その仕事の受け皿として森林組合さらには事業者の方々に汗を流していただいて、何とか福島県の森林整備を進めて森林の再生、それからそれに基づく林業振興というようなことに結びつけていきたいと考えておりますので、いろいろ御意見を頂戴しております振興計画の策定を機会としまして、皆様からいろいろ意見を頂戴して、将来に向けていい方向を見出していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長
(藤野会長) ありがとうございます。ホットな話題ありがとうございます。
まだまだ御意見あろうかと思いますが、時間の都合で一旦区切らせていただきたいと思います。
この「本県農林水産業をめぐる情勢」につきましては、新しい計画を策定する中で、また改めて振り返ってみる場面も多いかと思ひます。
事務局においては、本日いただいた御意見、グラフの作り方というところもございましたので、そういうところの新たな情報を反映していただいて、バージョンアップして、次回以降の審議会の資料としても配布していただきたいと思います。
「(4) 新しい福島県農林水産業振興計画の策定」について、事務局より説明をお願いします。

それでは資料5を御覧いただきたいと思います。

題名にもありますように、「新しい福島県農林水産業振興計画の策定」についてということで、先程、資料2の方のスケジュールのところ、今回、大きな枠組みについて御検討させていただきたいとお話し致しました。

資料5に基づきまして御説明させていただきます。

ページ数は右下、それから左上にも同じページ数が書いてございます。

1ページでございます。

1ページは現在の福島県農林水産業振興計画の位置づけを含めた概要のおさらいを書かせていただいております。

1つ目の○(丸)でございますように、県政運営の基本方針である福島県総合計画というものがございます。これには17の部門別計画がございまして、この17のうちの農林水産業部門であるという位置づけがございます。

それから4行目でございますように、本県農林水産業・農山漁村に関する各種計画の上位計画という位置づけになっているものでございます。

2つ目の○(丸)、計画期間については先ほど総点検の時も御説明させていただいたとおり、令和2年度を目標年度とする8か年計画となっております。

3つ目の○(丸)、現在の計画は基本目標として、「いのちを支え、未来につなぐ新生ふくしまの食とふるさと」というものを基本目標に掲げまして、施策の展開方向などを記載しているものでございます。

2ページを御覧ください。

ここから策定の基本的な考え方ということで、事務局の方でたたき台としてまとめさせていただいているものでございます。

まず基本的な考え方でございますが、1ページで申し上げましたとおり、「新しい福島県農林水産業振興計画」につきましても、並行して見直し作業が続いております福島県総合計画の部門別計画として引き続き位置づけたいと考えてございます。

2つ目の○(丸)でございますが、未曾有の複合災害からの復興、そして農林水産業を取り巻く社会情勢が大きく変化しており、時代に即した振興施策を進めていくため長期的展望に立った県が行う施策の基本的な方向性を示す計画を策定したいと考えてございます。

3つ目の○(丸)でございますように、農林漁業者の方はもとより県民、民間団体、企業、市町村、県などあらゆる主体がそれぞれの強みを発揮し、相互に連携共働して将来目指すべき姿を実現していくための指針としたいと考えているところでございます。

なお、緑色の線の下につきましては、先程、申し上げました最上位計画の新しい総合計画の基本的な考え方の現段階の計画状況を記載させていただいておりますので後程、御覧いただければと思います。

3 ページを御覧ください。

計画の期間でございます。期間につきましては、新しい総合計画との整合を図るために、30年先の目指すべき姿を見据えつつ10年後の目指す姿を示した10年間の計画として、10年間の施策の方向性を定めることとしたいと考えております。

なお、30年先の意味合いでございますが、総合計画の計画期間の一番下の覧の左側(1)でございます。30年につきましては、現在の子供たちが親世代となり社会で活躍している頃を展望するという意味で、30年先の未来を見据えたいというような位置づけとなっております。

4 ページを御覧ください。

「時代の潮流を踏まえた留意すべき重要な視点」ということで、現段階で考えられるものとして事務局でまとめさせていただきました。

○(丸)のところがございますように、現行計画の目標、指標の達成状況などの成果を踏まえつつ、新たな時代の流れや社会情勢の変化を的確に捉えた福島ならではの新しい計画とするため、留意すべき事項として6つほど挙げさせていただいております。

1つ目は、「複合災害からの復興加速化」、これは引き続き最重要課題だと思っております。

2つ目は、「国内外における農林水産業をめぐる環境変化」ということで、様々な国際的なことを考えますと非常に情勢の変化が激しく、そういった環境の変化を踏まえる必要があると考えてございます。

3つ目は、林業木材産業ばかりでなく農林水産業全体で「担い手の減少・従事者の高齢化」というようなことが非常に大きな課題となっており、重要な視点と考えてございます。

4つ目は、過疎化・高齢化ということも踏まえて、「農山漁村の活力がどうしても低下」してきていること、あわせて括弧内の3つ目にもございますように、輪をかけて鳥獣被害の被害額が高止まりするなど非常に厳しい状況にあるということも非常に重要な視点かと考えております。

5つ目は、「価値観の多様化」ということで、コト消費への行動変化、田園回帰への意識の高まり、関係人口による地域づくりへの期待の高まり、こういったことも重要な視点と捉えていきたいと考えております。

最後に林業も含めた「先端技術の進展」、スマート農林水産業実現に向けた様々な取組みが始まっておりますので、こういったことも踏まえた視点として計画を策定したいと考えております。

5 ページを御覧ください。

新しい計画の構成でございます。

1つ目の○(丸)、基本的には現行計画の構成を基本としたいと考えてございます。

2つ目の○（丸）でございますが、現行計画の第4章「施策の展開方向」、第5章「重点戦略」につきましては、平成29年度より施策展開の見える化を図るということで、参考の1・2に添付させていただいておりますが、そういった形で毎年、「ふくしま農林水産業の再生・成長産業化」や「農林水産業の挑戦」としてまとめましてお示ししているところでございます。

3つ目の○（丸）は、これらの経過も踏まえるとともに、先程、視点のところで申し上げましたが農林漁業共通の課題で、担い手の確保育成、といった非常に共通的な大きな課題もあるということ、それから県民等にも分かりやすい計画とするため、今も第4章の一部の節以外で、農・林・水とそれぞれ入っている訳ですが、主要な部分は農業・林業・水産業と分けているところを、人材育成なり、生産振興なり、施策の取組別に分けてはいかがかと御提案させていただきます。これは後程、改めて御説明させていただきたいと思っております。

合わせて4つ目の○（丸）、重点戦略でございますが、新しい計画では定めないこととしてはどうかと考えております。先程も申し上げましたが、10年間という計画期間であること、情勢の変化が非常に激しいということから、その2行目の後段「激しく変化する農林水産業をとりまく情勢に適切に対応する柔軟な施策を構築していく」という考えから、先程申し上げましたとおり、変わってきている情勢を踏まえた重点的な施策を毎年定めるような形にしたいと考えており、重点施策は定めないこととしてはいかがかと考えているところでございます。

6ページを御覧ください。

福島県農林水産業計画と個別計画ということで「定義」・「整合性の確保」ということですが、個別計画というのは各種法令なり個別の産業ごとに様々な方針、目標等定めております。

先程、位置づけで申し上げましたとおり、農林水産業としては農林水産業振興計画が最上位となりますので、その下に各種個別計画が下に例として書いてございます。こういったものが、ぶら下がっているという形をとっておりますので、できる限りそれぞれ個別計画との整合性を図りながら、目標値の齟齬等がないようにしていきたいと考えてございます。

7ページを御覧ください。

国の動きも踏まえた新しい計画の策定ということで、国の動きは緑の線の下にございますように様々な計画がございます。

3つ目、「森林・林業基本計画」が平成28年5月に策定されておりますし、関係法令では森林経営管理法、あるいは国有林法の改正等も行われております。

昨年12月には国の方の「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂されております。

また、避難地域等を中心とした関係では、昨年12月に「復興・創生期間後の基本方針」決定されたところであり、今後5月頃には「福島復興再生特別措置法」改正も想定されていることから、そういった状況も踏まえながら新しい計画を策定していきたいと考えてございます。

8ページは全体をまとめているものでございますので、9ページ以降で、御説明させて頂きたいと思えます。

9ページを御覧ください。

「新しい福島県農林水産業振興計画の構成（概要）」たたき台でございます。

先程、資料1を後程御覧くださいと申しあげ、プラス総点検のところでも構成を御説明させて頂きましたが、左側が現行計画の構成です。右側が新しい計画の構成のたたき台を事務局で作らせていただきました。

第1章、現行計画、新しい計画とも「総説」としては、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、これは現行計画と同様の構成で記載をしてはどうかと考えております。

左側、現行計画の第2章「農林水産業・農山漁村をめぐる情勢」です。

第1節「農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化」につきましては、右側の新しい計画においても、きちんと記載をしていきたい。

現段階で想定される項目といたしましては、黒い□（四角）で6つほどありますが、複合災害からの復興の加速化、国内外における環境変化、担い手の減少・従事者の高齢化、農山漁村の活力低下、価値観の多様化、先端技術の進展、こういった形で情勢変化を記載してはどうかと考えてございます。

左側、現行計画第2節「福島県の農林水産業・農山漁村の特性」、それから第3節「福島県の農林水産業の現状と役割」については記載内容を1つの大きな視点で、右側に第2節「福島県の農林水産業の現状と課題」という中で、節を一つ削るということではございますが、内容を包含した形で記載をしてはどうかと考えているところであります。

10ページを御覧ください。

第3章「ふくしま農林水産業・農山漁村のめざす姿」でございます。

先ほど現行計画の基本目標を申し上げましたが、新しい計画については、第1節につきましては後日、御審議いただきまして検討していきたいと考えているところでございます。

それから第2節「将来においてめざす姿」については、現行計画では左側、5つの項目に記載されてございますが、現段階想定されるものとして今後、御議論いただきたいと思えます。

右側の新しい計画では、複合災害からの復興が加速する農林水産業・農山漁村、本県基幹産業として持続的に発展する農林水産業、安全で魅力的な農林水産物を提供する農林水産業、多様な人が集い活力と魅力ある農山漁村、

こういった項目を想定して記載をしていってはどうかと考えているところ
でございます。

第3節「めざす姿の実現に向けた施策体系」につきましては、全体を御議
論いただく中で、最終的な施策体系を記載していきたいと考えております。

11ページを御覧ください。

先程、御説明させていただきました第4章、ここを見直したいと事務局で
は考えているところでございます。

現行計画、左側、第4章「施策の展開方向」で7つの節、それから第5章
「重点戦略」で9つのプロジェクトを現行計画では記載をさせていただ
いております。

これを新しい計画としては、重点戦略というのは定めずに、「施策の展開
方向」を第4章としてまとめてはどうかと考えているところございま
す。

記載する項目としましては、黒い□（四角）に書いてございます。

1つは複合災害からの復興、引き続き重要な視点ですのできちんと、項目
立てをしたい。

それから2つ目ですが、先程も申し上げましたが、これまで左側、第3節
「農業」、第4節「林業・木材産業」、第5節「水産業」とあったものを施策
に関する項目ごとにまとめてはどうかと考えているところございま
す。

右側の2つ目には、「持続可能な農林水産業・農山漁村を支える多様な担
い手の確保・育成」。担い手の確保・育成については、林業ばかりではなく、
農業・漁業についても非常に重要なあるいは共通的な課題もありますので、
1つの項目でまとめてはどうかと考えているところございま
す。

3つ目ですが、「需要を創出する流通・販売戦略の実践」ということで、
これはこれまでも販売戦略というものを記載している部分もありますが、こ
れも農産物、林産物、水産物を合わせて、安全と信頼の確保、ブランディ
ングの推進、消費拡大と販路開拓といった視点でまとめて、4つ目には、「所
得向上を目指した戦略的な生産活動の展開」ということで、まずは持続可能
な県産農林水産物の生産振興、成長産業化に向けた産地の生産力強化、福島
ならではの付加価値化による産地の競争力強化といった視点で、これまで農
林水と分けていたものをこういった視点で記載をしてはどうかと考えている
ところございま
す。

5つ目には、「生産活動を支える強固な生産基盤の確立」ということで、
これまでの基盤の整備というものを改めてござい
ますが、農業、林業、漁業それぞれの生産基盤整備について記載をしては
どうかと考えているところ
ございま
す。

最後に、「活力と魅力ある農山漁村の創生」でございます。

これにつきましては、これまでも「魅力ある農山漁村の形成」ということ
で記載をしていたものを引き継ぎながら、農林水産業・農山漁村に対する意
識醸成と理解促進、多様な人々の活躍による地域コミュニティの維持、農林
水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮、快適で安全な農山漁村

づくり、地域資源を活用した取組の促進といった形でまとめていってはどうかと考えているところでございます。

12ページでございます。

「地方の振興方向」につきましては、現行の計画同様7つの地方ごとに定めていきたい。

第7節「計画実現のために」につきましては表記上、現行1～3、新しい計画は1、2となっておりますが、基本的には同じ流れにしたい。現行計画に、この計画目標実現に向けて絆づくり運動の展開も書いてございますので、これの取扱いについては審議会の中で、後程、御議論いただいた上でどうするかを考えていきたいと思えます。

参考資料は、併せて現行どおり記載をしていきたいと考えているところでございますので、こういった一部構成の見直しも含めまして、新しい計画の考え方について、御審議いただきたいと思えます。

議長
(藤野会長)

ありがとうございました。資料5について御説明いただきました。

策定の基本的な考え方や計画の期間については、別途審議されている新たな総合計画との整合性を図りながらも、農林水産分野の計画としての考え方の説明が事務局からありました。

また、新しい計画の構成についても説明がありました。

なお、資料2の策定スケジュールのとおり、新しい計画における施策の具体的な取組や指標などは、次回の審議会で審議しますので、本日の審議会では「新しい計画の策定の考え方」や、「留意すべき重要な視点」、「めざす姿」、「施策の展開方向」について御審議いただきたいと思えます。

ではこれまでの内容について、御意見・御質問があればお願いいたします。

私の方から1つ、そもそも皆様、何を発言していいかが分かり難いというのが有ろうかと思えますが、私はこの新しい計画の構成のたたき台を拝見して思ったのが、ここの中にSDGsという言葉が入ってきています。

この前の審議会のところでもSDGsの話が多少、出てきたかと思えますけども、持続可能な開発計画ということで、今世界的にこういう考えの元に行動していきましょうというキーワードになってきております。

資料で言うと資料5の4ページ目、「時代の潮流を踏まえた留意すべき重要な視点」のところの2つ目の点、「国内外における農林水産業をめぐる環境変化（世界の食料需要の増加、経済連携協定等の進展、SDGs、地球温暖化、国内人口減少、国内産地間競争の激化など）のところにも書いてありますし、線の下のところ、新しい総合計画の留意すべき重要な視点として、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方との整合（多様性及び共生の視点を含む）と書いてあります。

元々は国の施策には大体SDGsというのは入ってくるのですが、このSDGsというのは、基本的には「誰も置き去りにしない」というのがテーマになります。

例えば、紛争地域で正に今、生きるか死ぬかという地域が世界各地にあり、また飢餓に苦しんでいるところがあります。一方で、生活に何不自由なく暮らしているところがある。ではそういう格差がある中で、我々が今後100年、200年と人類のことを考えていった時にどういう風に世界全体が動いていったらいいかと考えた時に、金持ちだけが生きていったらいいよという訳にはいかないだろうと。むしろ、中々光が当たらない人たちを誰ひとり取り残すことなく未来に連れていこうとするのが、持続可能な開発目標という考え方となっております。

その点で言いますと、福島県は震災や原発の事故がありまして、住んでいるふるさとを追われた方々がまだまだたくさんいらっしゃる、という点で、日本全体の中で言いますと、ある意味置き去りにされてしまう地域がある、と考えますと、福島県はSDGsを県の計画、農林水産業の中の計画に決めますというのは、他の県に比べて非常に多い意味が出てくると思います。

当然、福島県の中で誰一人残すことなく明るい未来を迎えて欲しいということを前面に打ち出さないと本当にあなたたちSDGsと分かっているの、と他の県もしくは全世界から言われてしまうので、非常に大きなキーワードが入っていると思います。

それとSDGsの考え方、4ページですが、持続可能な開発目標、多様性及び共生の視点と書いてありますけれども、この多様性、人間の多様性、最近では性の多様性、男だとか女だとか、トランスジェンダーとかそういうものがあったりするのですが、根本的なところにあるのは、生物の多様性なんです。生物多様性があって初めて我々が生きている地球、我々が生きている環境というものが成立する。

なので最低限それを守ったうえで、我々の文化の違い、考え方の違い、全体の違い、そういう多様性をいかに持続的に繋げていく。生物多様性が物凄く大きなキーワードになっています。

そうすると、生物多様性を誰が守っていくかということと一般的には農林水産業に大きなウエイトを占めてきます。

例えば、環境保護団体が守るのか、そういう人たちも守りますが、やはり農林水産業が一番自然に近い所で接してきていますので、その部分が実はこの計画にはかなり薄いのではないのかなと私自身は思いました。

別にこれはこの計画そのものというよりは日本全体の他の計画、例えば、林野庁のいろんな計画に生物多様性という言葉は入っているのですが、具体的にはどうするのですかということころまでは中々、詰め切れておらず、むしろお金の話、産業の話とかにやはり傾斜しがちになっているのではないかと。

ということで福島県でこのSDGsと計画に入ってくるのであれば、生物多様性ということころもしっかり御説明し、実は県の中で生物多様性の計画として立てられているので、それとの整合性を図っていただければと思います。

そちらの方では農林水産業で頑張りますと書いてある訳ですが、農林水産業の計画に生物多様性のことがあまりにも触れなさすぎるというのは、県の計画の中でも齟齬が出るのではないのかなと私は思っています。

ここで私がしゃべりだすと私だけで終わってしまいますので、皆さんにしゃべっていただきたいと思います。

私の意見に対して事務局の方向かありますでしょうか。

農林企画
課長

貴重な御意見として、このあといただく御意見と合わせまして、今回たたき台として構成を出させていただきましたが、そういった中での反映について、改めて検討させていただいて、次回、御審議いただきたいと思います。

議長
(藤野会長)

ありがとうございます。

ではほかの皆さんもお願いします。では今野委員、お願いします。

今野委員

質問というよりはお願いなのですが、6ページのところで目標値の設定をすると書いてありますが、県民参加森林づくりのところでもそうだったので、目標値を設定して、それを達成すること自体が目標になってしまっていて、それを達成したことによって何が得られるかということが重要なので数値目標を達成することだけで終わらないように、そこら辺の意識づけを計画の中に盛り込んでいただけるといいかなと思いました。

農林企画
課長

貴重な御意見ありがとうございます。

当然指標というのはあくまで目指す姿があって、そのためにどういう施策をやっている、そういった施策の効果を計るものが指標でございます。

今野委員が御指摘のとおり目標を達成すること自体が目標とならないように、きちんと取り組むたいと考えております。ありがとうございます。

議長
(藤野会長)

ありがとうございました。

言ってみたら今日前半で行った総点検の部分、指標以外のところも含めて皆様から、この計画どうだったんだという意見をいただいた部分になってくるかと思いますが、そこに反映されてくるのではないかと思います。

他いかがでしょうか。では齋藤久美子委員、お願いします

齋藤 (久)
委員

私も質問というよりも、今後の計画の中でのお願いです。

やはり鳥獣被害の対策をするためには、森林の面積が増えた方がいいと思うので、ぜひ森林面積を増やすような計画もこれから進めていただきたいなというのと、それから今後の林業ですとか、農業も漁業もそうだと思いますが、担い手を確保したりですとか、11ページにも書かれておりますが、インバウンド需要への対応ですとか、都市交流の促進ですとか、そういう人と人との交流等いろいろな体験機会を増やすには、どうしても田舎の地域だと交通手段が問題になってしまって、交通手段がないために交流したくても出来ないという事態が起きてくると思います。

ちょっと森林計画とはかけ離れているとは思いますが、そういう交流をするための移動手段をどうするのか、どうやったらいいのかということも具体

的に考えていただけると、とてもありがたいかなと思いますので、是非よろしくをお願いします。

議長
(藤野会長)

何かありますか。

農林企画
課長

そこにつきましては次回以降、記載の中で今の御意見も踏まえてたたき台を後程、出させていただきます、改めて御審議いただきたいと思います。

議長
(藤野会長)

ありがとうございます。
他の意見いかがでしょうか。山本委員、お願いします。

山本委員

県といますか隣の県から来ている委員として。

先程、白岩委員の方からもあったかと思いますが、原発の事故以降、特に原木きのこの話だったのですが、きのこの原木のことにに関して、栃木県の方でもかなり大きなダメージを受けていて、栃木県は福島県の方から相当の原木を入れていたので、そのダメージの部分は全部復興予算でコストかかり増しの部分だけで、予算で全部引き取りをしてくれたので、九州の方からほとんど入れていきます。

これは大変目立たないのですが、栃木県でも大変な問題になっていて、福島の原木はゆくゆくは、会津の方は大丈夫なところが出てきているということで、いつか再生してくれることを祈りつつ待っているということです。

これは栃木県の方でもかなり大変な状況になっているのに目立たない。

しかしながら我々もこんな大変なことになっているので、福島はどれだけ大変なんだろうかとそこに思いをはせる次第であります。

復興予算が切れたら今後どうなるのかということに関しては、意外と口をつぐむというか、見えなくっているといるので圧力をかけにくい。

栃木は福島に関して言えば、相対的には全然大丈夫だとなっているので、福島の人たちがもっと情報を出していただくのは必要になっていくであろうし、応援歌をかけてとても大変な状況になっているので、それを応援するのは酷なのですが、情報発信を心掛けていただいて、もっと強気な計画と申しますかSDGsを出すなりですとか、もっと強気な計画をしてもいいのではないかと思います。

議長
(藤野会長)

過去に今の御意見というのは原木の話ではあったかと思いますが、福島県がいかにか他の県に影響を及ぼしているかと、おそらくそういうところを一度考えていただくと、福島県で、実はこんなにすごかったんだと。

こういう部分ではいろいろな日本を支えていたんだ。

我々はこういう状況にあるということは、他の皆さん、例えば原木を使っている人が使えなくなったという、これはダメージが大きい。でもそれでも分かってきたら、どの情報を発信していくとなるんでしょうかね。

山本委員 他県からそう見えるということで、中にいると見えないと思いますが意見といたしますか、感想です。

議長 (藤野会長) ありがとうございます。他にありますでしょうか。農林企画課長、お願いします。

農林企画課長 情報発信につきましては、いろいろな面で本当の今の正しい姿を理解してもらうという意味での情報発信も必要ですし、未だに根強く残っている風評払拭するための情報発信、様々な意味で非常に重要という認識でございますので、この計画策定した後も含めまして、きちんと情報発信に力を入れていきたいと考えております。よろしくお願いします。

議長 (藤野会長) ありがとうございます。
私の方から皆さんに御意見お伺いしたいのが、今回の新しい計画を次回以降、具体的に検討していく訳なのですが、特に大きな現行計画との違いは第4章「施策の展開方向」のところ、今までは農業の話、林業の話、水産業の話と別々に分かれていたものを、例えば担い手の育成なら、担い手の育成の話、販売なら販売の話、生産なら生産の話というように内容ごとに・事業ごとに分けて農林水区別なく、細かい所は区別として書きますが章の構成としては農林水一体となって書くような形になっております。

これは計画の作り方としては大きな変更点になりますので、その辺り、皆様の御意見を頂戴したいなと思います。

もし全員がやっぱり農林水と分かれていた方がいいとなると、そもそも計画の書き方自体が大部変わってきます。

変わっては駄目という話ではなく皆様の御意見で、その部分をこのままで事務局案で行くのか、それとも改善案が必要なのか、是非御意見を聞かせていただきたいと思いますが。

どなたかありますか、では今野委員。

今野委員 今のお話のところなのですが、基本目標が「いのち」を支え 未来につなぐ 新生ふくしまの「食」と「ふるさと」ということになっているのでふるさとという意味では農林水産業全部含めて、ふるさととなっていくと思いますので、それぞれ分けるというよりはふるさととして一括で一次産業がいろいろ視点から展開していくという書き方で私はいいと思います。

議長 (藤野会長) ありがとうございます。
他の皆さんいかがでしょうか。では山本委員、お願いします。

山本委員 事務局の大変さを思うとこのような書き方でここまではという形で書かざるを得ないと思います。

それぞれに情報交換を図りつつ、より良いものを作っていくということだと思います。

議長
(藤野会長)

新しい計画の項目だけでいいかなということですかね。

山本委員

はい。

議長
(藤野会長)

はい、分かりました。
他いかがでしょうか。秋元委員、お願いします。

秋元委員

福島県全体から見ると農林水で一本というのはいいと思います。
ただ一番心配しているのは農林水となると、どうしても林は小さくなっちゃうんですよ。だから数字の数ではなくて、文面が小さくなっちゃうからそればかりが心配です。何とか大きく書いてください。

議長
(藤野会長)

ごもったもな御意見かと思えます。
香月委員、振ってよろしいですか。

香月委員

書き方の問題だと思いますので、そこはいいと思います。
例えば、鳥獣害対策なども農と林、別々というよりは、シカも山や農地、市街地を移動する訳ですから、そういったもの一つとっても、一つまとめてというのは、いいやり方ではないのかなと思います。

議長
(藤野会長)

ありがとうございました。他にございますでしょうか。
私も新しい書き方でもどっちでもいいかなと思いますけれど、新しい方向の項目ごとにいくのであれば、農林水と一緒に書くメリットを、先程の香月委員の方からも鳥獣害対策の中で農林水を分ける必要は無い、そのようにした方が分かりやすい。むしろ一緒にすることにより、今まで以上に良い物が出来る。そういう計画の方が良いと思うので、例えば、第4章の上から2つ目の農業担い手の確保・育成、林業の担い手の確保・育成、漁業の担い手の確保・育成と書いてある訳なんですけれども、その前に1次産業としてどういう風に担い手を確保するのか、どういう人材を求めるか、ということがきて、それぞれの細かい産業ごとに、農業と言っても稲作で求められる人材と畜産で求められる人材とはおそらく違ってきたりすると思います。そういうところを細かく分けていくのかと思います。

その中で「林業」を大き目に。必然的に「林業」の部分が少なくならざるを得ない形に、文字数が少なくなってしまうので工夫していただけると良いのかと。むしろ農林水が一緒になるメリットが無いのであれば、農林水を別々に書いておけば良いという結論になってしまう。その辺は頑張っていたきたいと思えます。

時間の方も経って参りました。まだ御意見の方も頂戴したいと思うのですが、一旦区切らせていただきます。

いろいろ御意見が出てまいりましたけれども、計画の点で言うと、皆様、概ね事務局案の方向性で良いという御意見であったかと思えます。

ただ実際に文書を当てはめて読んでみたときにどうなのかは、別な話しでありますので、そのための素案を作成いただければと思います。

あと指標というお話がありました。具体的には次回以降、指標を検討していくことになる訳ですが、指標しか見ないということにならない計画とする工夫を考えていかなければなりません。併せて、福島県の中だけを見るのではなく、日本における福島県の位置づけというところを考えて、計画を考えていくのが良いのかと思えます。

新しい計画の策定で考え方や目指す姿を決めたという訳ではありません。

皆様の御意見をお伺いしたということになりまして、次回の予定が6月に全体的なところの話になっていきます。またその段階で、やはりこういう方向性が必要だねという話になろうかと思えますので、まず今日は、事務局がこの後の作業を進めるのに皆様からの御意見を頂戴したということかと思えます。

また家に戻られてからこれがあつたな、こうした方が良いのでは、という御意見があると思えますので、遠慮無く事務局の方にお伝えください。

そのようなことがどんどん出てくるというのは、より良い計画となってくると思えます。

では事務局から説明があつた計画について御意見等があつたものに対して議論を進めて参りたいと思えます。よろしいですか。

各委員

異議なし。

議長

ありがとうございます。

(藤野会長)

では、事務局におかれましては本日、様々な御意見、追加の御意見等がございましたので、取りまとめながら再度、検討を進めてください。

以上で議事は終了となります。皆様も方から何かありますか。

各委員

(意見はありませんでした。)

議長

それでは以上で本日の議事を終了し、議長の職を終わらせて頂きます。

(藤野会長)

司会

藤野会長、ありがとうございました。

(森林計画課
総括主幹)

また、委員の皆様には長時間にわたり御審議をいただき誠にありがとうございました。

それでは、次第の「5 その他」に移らせていただきます。

事務局、お願いします。

事務局
(森林計画課
主幹)

事務局より、2つ事務連絡をお伝えさせていただきます。
1つ目は、追加の意見の提出です。
本日、委員の皆様からの貴重な御意見等をありがとうございました。
時間の関係上、まだ言い足りないという方もいらっしゃるかと思います。
追加の御意見等がありましたら様式は自由で構いませんので、1週間後の
1月29日(水)までにメール又はFAXなどで事務局まで御提出いただきます
ようお願いいたします。
次に2つ目は、本日の議事録についての御連絡です。
議事録につきましては、整理の上、御発言いただきました各委員に御確認
をいただき、議事録署名人の押印後、写しを全委員へお送りいたします。
なお、議事録は森林計画課ホームページで公表いたしますので、御了承願
います。
事務局から連絡事項は以上でございます。

司会
(森林計画課
総括主幹)

最後に、松崎部長より一言申し上げます。

農林水産
部長

長時間にわたって、御審議本当にありがとうございました。
長時間でありましたが、資料の量から言えば大変不十分な時間だったと思
いますが、その辺は御了承ください。申し訳ございません。
様々な御意見をいただきました新しい計画の視点は、担い手の確保、確保
するための対策を考えてくださいという話から、木質バイオマスを農業でも
活用・拡大してもらいたいということとか、森林づくりへ指導林家を活用し
たらどうか、鳥獣被害対策として森林整備は重要なことや、きのこ原木の話
という様々なことが出されました。
その辺は、しっかりと次の審議会に向けて整理をさせていただきたいと思
っております。
ふくしま森林再生事業の継続ということと併せて強く復興予算を確保する
ことが意見として出ましたが、先程、次長が途中で説明したように、昨日、
復興予算、特に森林再生事業の関係について、国の方と意見交換をしてきま
した。
令和2年度が復興創生期間の10年目に当たり、令和3年度から大きく仕
組みを変えたいと言っているところではありますが、我々としては秋元委員か
らも意見されたように、森林再生事業の継続が最重要課題の1つであります。
併せて風評の払拭の2点について、復興庁および農林水産省と意見交換を
してきました。
国の方でもこの2点については重要であると認識をしています。

ただ具体的にどのような方法で、どのような枠組みの中でやっていくのはこれからになりますけれども、我々としては来年度、復興創生期間の最後の年になるにもかかわらず、令和3年度以降の話を令和元年度の今から国の方とやり取りをしており、それだけ重要に考えていることを御理解願いたいと思います。

私からは以上であります。本日、皆様から頂いた御意見については、しっかりと受け止めさせていただき、次の審議会に当たりたいと思っています。

本日はありがとうございました。

司会
(森林計画課
総括主幹)

以上をもちまして、第2回福島県森林審議会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(以上を持って、閉会となる。)

以上の議事録内容に相違ありません。

齋藤 久美子

白岩 和子
